

地域生活支援検証ガイドライン(試案 ver.1)

【目次】

【検証者自身について】

1. 「聴く」ことがすべての基本 < 検証の意義 >
2. 検証における態度、マナーおよび調査者の生活感、実感 < 検証の妥当性 >
3. 対象へのアプローチ(形式・手続き)
4. ムードづくり(ラポール、ワンクッション) < 検証の中身を左右する本質 >

【検証のポイント】

5. グループホーム、ケアホームの住環境・住まい方
6. 決まりや日課の位置づけと対象者の関与度
7. 日常の支援とのアクセス状況
8. 近隣や地域との関係
9. 支援の「チーム」機能 < 権利擁護機能を含む >
10. 将来への見通し

【検証をどう活かすか】

11. 第三者性
12. フィードバック

ガイドライン試案作成の経緯と性格

本ガイドラインは、「西駒郷地域生活移行に関する検証事業(以下、「検証事業」)」の調査研究事業の成果を元に作成されたものです。

検証事業では、知的障害者大規模施設(コロニー)に入所していた利用者が、地域の住まいへの移行することによる効果分析を行い、同時に移行した後の支援のあり方や住環境整備のあり方の課題についてまとめました。事業期間の、2006年4月から2008年6月までの2ヵ年余りの間に、地域生活へ移行した大半の当事者に対して聞き取りを行なうことができました。検証は、地域生活に移行した当事者の、移行後の住まいを訪問し、現在の生活や移行の過程、入所施設での生活等について、聞き取る方法で行っています。そして、そのようにして集約された当事者の「思い」や生活実感を元に、当事者が望む支援のあり方や住環境整備のあり方について検討を重ねました。

この検証事業によって、入所施設から地域生活に移行することの意義を大きく2つにまとめました。一つは、生活単位が大きな人数から小さな人数に変化することによって、当事者の生活の満足感が高まることです。入所施設では、50人とか、60人といった大きな規模の生活単位の中で、入所者は集団生活に適應することが求められます。そのような生活環境の中では、自分らしい生活を組み立てることは不可能です。それに対して、グループホームでの少ない人数での暮らしやアパートでの一人暮らしに移行することによって、自分で生活を組み立てていくことのできる幅が格段に広がり、当事者の生活の満足感は飛躍的に高まることが確認されました。二つめは、地域生活移行によって生活の満足感が高まるため、さらに次の希望が生まれることです。それは、まさに自分の生活を組み立てていく過程であると言えます。

しかし一方で、単に生活単位の縮小だけでは「地域生活」は成立し得ないことも確認されました。つまり、地域生

活移行にあたっては入所施設の特徴的な管理の構造が持続されたり、相変わらず集団に適応することが求められたり、個人の生活が十分尊重されない状況が生じる危険性があります。そして、そのような状況が続けば、地域生活の満足感が高まらず、当事者から将来の希望も示されにくいことが確認されました。これは、欧州や北米で既に指摘されている「ミニ施設化」状況と非常に良く重なります。

以上のような、検証事業の成果を元に、地域生活支援に際して留意すべき着眼点を項目も整理したのがこのガイドラインです。また、このガイドラインは、当事者が在宅からグループホームへ入居したり、支援を受けながら単独生活を開始したりする場合にも、適用できると考えられます。

なお、このガイドラインは試案です。今後、実際に地域生活支援の検証作業に使用し修正・改良していく必要があることをご留意ください。

【1】「聴く」ことがすべての基本 * 検証者自身について

< 基本となる考え方 >

検証の基本は、当事者の生活の中での思いを、丁寧に「聴く」ことです。それぞれの生活には、具体性があります。当事者がどうやって現実の世界の中で生活しているのか、当事者どのような生活のあり様を望んでいるのか、当事者によって語られる言葉を、検証者の概念や言葉で早急に解釈したり、一般化して整理したりせず、丁寧に聴いていきます。

< 着眼点・留意点 >

相手の話を聴きたい、相手を知りたいと感じているか

相手の話すことや伝えたことを、ありのまま受け入れているか

言語以外のコミュニケーションを重視しているか

「この人は何も感じていない」、「この人は何もわからない」という先入観を持っていないか

生活の主役は当事者自身であるということを常に意識しているか

聴くことを、説教したり、指示したりすることにすり替えていないか

当事者が「話してよかった、会ってよかった」と思える時間にできるように気を配っているか

【2】 検証における態度、マナーおよび調査者の生活感、実感* 検証者自身について

<基本となる考え方>

検証者がどのような態度で臨むかは、検証の結果に大きく影響してきます。生の暮らしの中に入れてもらったり、日常的に接している人に対しては言いにくいことを話してもらったりする必要があるため、態度やマナーには十分注意をはらう必要があります。また、検証者自身に、「障害のある人の生活とはこんなもの」という先入観がありはしないかと、あらためて問うてみることも必要です。「障害のある人の生活としてどうだろうか」ということが問われるのではなく、「自分がここに住むとしたらどうだろうか」ということが問われなければなりません。

<着眼点・留意点>

本人の同意のもとに進められる検証になっているか

失礼のないように十分気をつけているか(あいさつ、身だしなみ、服装、声の大きさ、話すペースなど)

検証を”してあげる”という姿勢になっていないか

”聴かせていただく”という姿勢を貫けているか

サービス提供事業の運営者側の人間(立場)ではないことを示しているか

検証自体が権利侵害にならないよう細心の注意を払っているか

訪問したことで当事者の日常生活を乱すような行為・言動は慎んでいるか

検証者自身が、自分もここに住みたいと思えるかどうかを基準にしているか

「障害があるから仕方がない」「高齢だから仕方がない」といった見方をしていないか

当事者に対して、検証者が「欲しい答え」を、言葉でも態度でも求めていないか

【3】 対象へのアプローチ(形式、手続き)* 検証者自身について

<基本となる考え方>

当事者に会って、話を聴くまでには一定の手続きが必要です。決して検証者の都合を押しつけたりせず、この人なら話しても良いと思ってもらえるように、丁寧に手続きを取ってアプローチしましょう。

<着眼点・留意点>

検証(調査・訪問)の目的等を事前に説明し、同意が得られているか

当事者の住居がグループホームであっても、個別調整ができていないか

ききとりに無理をしていないか

(当事者による直前キャンセル、拒否、不在などには、それぞれ意味があるというスタンスをとる)

検証する側の都合を押し付けていないか

当事者と検証者のみで、ききとりをする空間を確保できているか

(話が漏れたり、気が散ったりしないような場作り)

検証者の立場、ききとりの趣旨をわかりやすく説明できているか

事前説明とは別に、実際に訪問した際に本人の同意が得られるよう説明できているか

当事者にわかりやすい言葉使いができていないか

マナーを守れているか: 録音・写真撮影などは同意を得て行っているか

当事者の「話したいこと」「言いたいこと」に耳を傾けられているか
ききとった内容についての守秘義務を守ることを、当事者に約束できているか
当事者に対して、時間をとってもらえたことに感謝の意をあらわしているか

【4】 ムードづくり(ラポール、ワンクッション) * 検証者自身について

<基本となる考え方>

検証作業では、当事者の極めてプライベートな内容についても、話してもらうことがあります。当事者に、「この人だったら話してもいい」と思ってもらえるような信頼関係を取れるかどうか、当事者の思いを聴き取るための重要なポイントとなります。

<着眼点・留意点>

「この人だったら話してもいい」と思ってもらえるような雰囲気をつくれているか

検証の過程で、当事者がリラックスできる環境に配慮できているか

まず当事者の関心ごとや話したいことに耳を傾けているか

雑談や何気ない声かけも、当事者が本音を話しやすいために重要であると認識しているか

また話したい、話してよかったと思えるような時間にできているか

”取調べ”や詰問するような印象を与えていないか

当事者との物理的距離にも配慮し、不快な環境を取り除くよう心がけているか

【5】グループホーム、ケアホームの住環境・住まい方

<基本となる考え方>

グループホームやケアホームは、地域にある個人の住まいです。入居者が共同で使用する機能や部屋がありますが、決して「施設」や集団生活の場ではありません。「普通」の住まいとして、明らかに違和感があるような特別な建物でないことが求められます。また、他人に見せたくないプライバシーが守られると共に、自分らしい暮らしを、自分で決めて、組み立てられるような建物構造や間取りに配慮される必要があります。

<着眼点・留意点>

外観

- 施設の、特殊な印象を与えないか
- 誇大看板が設置されていないか
- 家賃を払って住みたいと思う外観か
- 友人、知人を招きたい「家」と感じられるか

立地

- 地域社会から孤立した立地でないか
- 交通の便はどうか
- バックアップ施設の敷地内や隣接地に立地していないか

- 入所施設の敷地内か隣接した場所でないか
- 近隣にグループホームが集積していないか
- 日中活動の場と一体化していないか
- 周囲からの騒音がひどくないか
- ちょっとした買い物ができる生活を展開できるか
- いつまで住むことができるか等の不安を与える立地ではないか

規模(入居者の人数)と構成

- 入居者の人数は適切か cf.「5人より多いとグループホームは入所施設化する」(ベクト・ニーリエ)
- 運営者の都合で人数や顔ぶれが変更されていないか
- 当事者が安らげる空間にふさわしい人数か
- もめ事やトラブルが発生しやすい環境を生み出す規模になっていないか
- もめ事やトラブルが発生しやすい環境を生み出す人間関係を当事者に我慢させていないか
- 一人の当事者の支援のために、他の人が「我慢」が強要されていたり、「平等」のための支援が不満を生んだりしていないか
- 支援者、当事者の関係を「家族」としてみなすよう強制していないか

居室

- 個室は確保されているか(複数人で共用していないか)
- 当事者が「個室」としての実感をもてる環境になっているか

広さは一定程度以上確保されているか ・6畳以上の広さが確保されているか ・所持品に対して、狭すぎないか。
快適な環境で暮らすことを「当たり前のこと」として当事者と一緒に考えられているか
他者が無断で入れる構造になっていないか
自室にカギがかけられるか
他室からの音が響かないか。他室からの音は気にならないか
自分の大切なもの、好みのものを置けるか
自分の持ち物を自分で管理できるように配慮がされているか
同じ間取りでも当事者によって個性が反映された部屋作りがなされているか
病気のときや体調の悪いときに、休める空間になっているか
誰かに気兼ねなく、泣いたり怒ったりできる空間になっているか
リラックスできる場所になっているか
共用空間
台所は、当事者が使いやすいように工夫されているか
冷蔵庫が共同使用の場合は、誰の所有物が分かるようにする工夫がされているか
リビングの利用は個人の意志で決められるか
リビングでの居場所が固定化されていないか

トイレは2カ所以上あるか
ゆったり入浴ができるよう配慮がされているか(順番が固定、入浴時間・日時が固定でないか)
当事者が知らない人の出入りが多いか
当事者以外の人のお好みや要望が全面に出していないか
決まり事や注意点などの張り紙が貼られていないか、威圧的ではないか
「身だしなみを整える」配慮
他者に見られずに、「身だしなみを整える」ことができる配慮がされているか
自分のペースで自由に、「身だしなみを整える」ことができる配慮がされているか
「来客を招き入れる」ことのできる配慮
友人や恋人、家族などを招き入れることのできる配慮がされているか
当事者が来客に自分で自由にお茶を用意したり、もてなしたりすることのできる配慮がされているか

【6】 決まりや日課の位置づけと当事者の関与度

<基本となる考え方>

「普通」の生活には、施設のような日課はありません。もし、同じ住居に住む人の暮らしをスムーズにするために決まりや日課がやむを得ず必要な場合、それらは必要最低限であるとともに、当事者の参加のもとに決められなければなりません。

<着眼点・留意点>

決まりは当事者めきで決められていないか

何のための決まりか、当事者にきちんと説明し、合意をえているか

日課は当事者抜きで決められていないか

決まりや日課を示した紙が掲示されていないか(当事者が不快に感じていないか)

決まりや日課が集団ではなく、個別に考えられているか

”ノーマル”ではない日課になっていないか(一般家庭でみらないような”掲示”になっていないか)

決まりや日課が当事者のストレスになっていないか

決まりや日課の変更を自由に申し出ることができ、それが受け入れられる機会があるか

【7】 日常の支援とのアクセス状況

<基本となる考え方>

当事者は、支援者によって「護られる」存在ではなく、支援を使って自分の暮らしを送る主体者です。日常の支援についても、その根底に当事者が主体であることが貫かれていなければなりません。

<着眼点・留意点>

支援のメニューが、当事者に向けて常に提示されているか

それぞれの支援についてわかりやすく説明されているか

：支援の内容を写真、映像、体験等で実感できるか

それぞれの支援についてわかりやすく説明されているか

：費用、利用メリット、予想されるリスクなど

支援やサービスを選ぶことができ、個別のニーズに合わせた調整も配慮されているか

支援やサービスを当事者が評価する仕組みが用意されているか

平等性・効率性为名目で、当事者の支援やサービスへのアクセスを妨げられていないか

支援やサービスと当事者をつなぐための支援が充実しているか

【8】 近隣の地域との関係

<基本となる考え方>

地域生活では、様々な人間関係の絡み合う地域の中で、当事者が自分の意志に基づいて、自ら社会関係を形成していきます。他者との関係の取り方や距離が、当事者の意志によって個々にコントロールされて、その暮らしが地域やコミュニティの中に自然に根付いていることが大切です。

<着眼点・留意点>

当事者は、地域で生活しているという実感がもてているか

当事者の生活圏が非常に狭く、孤立して“陸の孤島”のような状態になっていないか

新たな人間関係や居場所を地域で創りたいと当事者が思えるか

地域に迷惑をかける存在であるという”引け目”や遠慮を当事者に強いていないか

近隣との特別な付き合いを強いていないか(過度の貢献や一切の接触なしなど)

ごく普通の近所づきあいが展開されているか

【9】 支援の「チーム」機能

<基本となる考え方>

地域生活を支援していくためには、当事者の思いを達成するために役立つ社会資源を取りまとめて適切に配置していく必要があります。また、同時に本人を中心とした支援の「チーム」が機能している必要もあります。

<着眼点・留意点>

支援には、当事者が使い分けられるほど、様々な立場、職種の人が関わっているか

支援者間で、必要なときには連絡がとれ、急なミーティングが開催される土壌ができていないか(ニーズに迅速に対応できるか)

支援者は、立場や年代、経験年数に関わらず、意見交換や議論を展開できているか

支援のチームに、当事者(本人または別の当事者)が加わることができるか

支援者の人間関係に当事者が振り回されたり、そのために不利益を被ったりしていないか

当事者に対する人権侵害が発生した場合、弁護士や警察等とすぐにアクセスできる体制になっているか

支援チームの使命として、当事者を応援してくれる人を増やすことがあると認識しているか

継続性のある支援提供を目指した配慮がなされているか(特定の支援者のカラーに染まらない、支援者交替によって当事者に不安を与えない、支援者の抱え込みをしない)

支援のチーム性の評価は、当事者によるものと認識し、評価機会を用意しているか

【10】 将来への見通し

<基本となる考え方>

地域生活支援は、現状の生活をそのまま維持することが目的ではありません。当事者がどうなりたいか、どうしたいかという思いや望みに基づいて、当事者が強く望む将来の展望をつくり、そのための支援が組み立てられなければなりません。

<着眼点・留意点>

当事者が夢や希望をもつことを十分励まし、関心をもって応援されているか

できないことや問題を指摘される以上に、当事者は自分のよいところや魅力を伝えられているか

夢の実現のためにどんな過程があり、どこに自分で責任を負うべきかわかりやすく説明されているか

夢の実現のために自分で学ぶことや体験することができるか

将来は自分の意思決定のもとで考えるものだと説明を受けているか

当事者は自分の暮らしの主人公であり、自分自身のエキスパートであることを実感できているか

嬉しいことや楽しいことを分かち合える人が身近にいるか

当事者は、今も将来も、どんな時も自分の権利が守られていることが当たり前だと信じられるか

当事者は、何もかも自分ひとりの力ではなく、支援を上手に使って自分の夢を叶えても良いことを知っているか

今後、予想される危険やリスクを当事者が知ることができ、支援へのアクセス方法も明示されているか

【11】 第三者性 * 検証をどう活かすか

<基本となる考え方>

人は、権利を抑制される状況が長く続けば、自らの権利感覚が鈍化してしまいます。また、自分の生活が自分の思うようにならない状態が続いていると、そのあきらめから当事者自身が正当な権利主張を出来なくなることもあります。また、利用者と支援者の立場は、そのままでは対等な関係にはならない場合もあります。また、支援者は日々の業務に追われているうちに、無自覚に当事者の権利を侵してしまう危険と常に隣合わせの状況にあります。この様な理由から、利用者と支援者の関係を客観視して、評価する第三者的立場が求められます。

<着眼点・留意点>

市民としての、普通感覚を基準にした人権意識をもっているか

当事者とコミュニケーションをとるために、一定程度の基礎的な知識を持っているか。また、さらに知りたいという関心をもてるか

第三者性を貫くことは傍観者になることではなく、利害から独立した立場を守ることと認識できているか

裁くこと、暴くことが目標ではなく、風通しを良くし、良い変化への一助となる存在であると認識できているか

見たこと、聞いたことで終わりにしない

必要なら問題提起をし、当事者・運営者をつなげ、双方の意見を聞く役割を果たせるか

検証に入ることがまず重要、始まらなければ意味がない

【12】 フィードバック * 検証をどう活かすか

< 基本となる考え方 >

検証作業を検証そのもののみに終わらせては、全く意味がありません。当事者自身が自らの生活について本当に望んでいることを発見し、そのことを実現していくための支援のあり方や、制度施策のあり方にも反映されなければならないでしょう。つまり、状況を変えていくためのアクション・行動につなげていく効果をも期待されます。しかし、現状では検証作業で明らかになった課題を、それを解決に向けて持ち込む仕組みや窓口が見あたらない場合も少なくありません。明らかになった課題を解決していく仕組みを創り出すことも視野に入れる必要があります。

< 着眼点・留意点 >

検証の結果を生かす仕組みを創れるか

問題解決への糸口を見つけられるために、あらゆる人的物的資源を利用することができるか

フィードバックが当事者の生活に不利益をもたらさないよう細心の注意を払っているか

決定的な権利侵害等については見過ごさず、迅速に動けるか(その判断はチームで行なえることが望ましい)

フィードバックの過程、結果を当事者に伝える仕組みが用意されているか